

宇和島市 地域支え合い センターだより



地域支え合いセンターとは・・・

昨年の西日本豪雨災害により被災された方々への支援として、社会福祉協議会が宇和島市より委託を受け『地域支え合いセンター』を平成30年10月1日より開設しています。被災された方々の生活再建を目指して、次の活動を行っています。



支え合いセンター職員紹介



こんなお困りごとはありませんか？

- 支援制度が良くわからない・・・
- 住まいの再建に不安がある・・・
- 夜、よく眠れない・・・
- 食欲がなく、やる気が出ない・・・
- 経済的に不安・・・
- 人と話す機会が減ってしまった・・・

どんなささいなことでも構いません。
お気軽にご相談ください。

◆活動報告◆

支え合いセンターでは、各地域で孤立防止や気軽にお話しができる場として“ふれあいサロン”をNPO団体や地域の方と協力して開催しています。



高城地区



川平地区



奥白井谷地区

◆ご紹介◆

吉田町 プレパーク開催中!

宇和島NPO団体イフ主催で、子供たちが元気よく体を動かして遊べるイベントを毎月開催しています♪支え合いセンターでカフェコーナーも設けております。



場所：伊達広場

日時：チラシにて告知

問合せ先

宇和島市NPO団体イフ 090-5141-7422



◆だんだんカフェのお知らせ◆

場所：吉田公民館

日時：毎月第4土曜日

13:00~15:00



お茶を飲みながら、ほっとするひとときを過ごしませんか。健康相談や簡単な体操、レクリエーションなども行っています。



ご存知
ですか?

被災者支援制度の延長について

住宅が半壊または大規模半壊の被害を受けて住宅を全部解体した場合は、解体完了後に基礎支援金の新規申請及び特別支援金の追加申請（大規模半壊を除く）ができます。

なお、基礎支援金の対象者は、住宅の建設・購入、または補修等の再建方法により加算支援金の該当となる場合があります。

【期間】

被災者生活再建支援金（基礎支援金）：令和2年3月31日

被災者生活再建支援金（加算支援金）：令和3年8月4日

被災者生活再建緊急支援金（特別支援金）：令和2年3月31日

医療機関などでの医療費の窓口負担の免除期間が延長されています。

（国民健康保険・後期高齢者医療保険・協会けんぽ等※の加入者）

※ご加入の保険組合等にお問合せ下さい。

令和元年12月31日診療分まで延長

発行 宇和島市地域支え合いセンター

（宇和島市社会福祉協議会吉田支所内）

〒799-3703 宇和島市吉田町東小路甲58-5

TEL:0895-52-3115

FAX:0895-52-3189